

**2016年度金沢大学日本語・日本文化研修プログラム（プログラムB）
及び日本政府（文部科学省）奨学金 応募要項**

1. 応募者の資格及び条件

- 1) 対象大学・機関： 金沢大学と大学間交流協定を結ぶ大学、または部局間協定を締結している大学の学部等に在籍する者。
- 2) 国 籍： 日本国政府と国交のある国のものを有すること。申請時に日本国籍を有する者は、募集の対象とならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時まで外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。
- 3) 年 齢： 原則として、1986年4月2日から1998年4月1日までの間に出生した者。
- 4) 学 歴： 渡日及び帰国時点で上記1)の大学の学部3年生又は4年生として在籍し、日本語・日本文化に関する分野を専攻している者。日本語・日本文化に関する分野以外を専攻する者で、学習の一環として日本語・日本文化を学ぶ者は、来期の「プログラムA（KUSEP）」等のプログラムへの応募を検討すること。
- 5) 日 本 語 能 力： 日本語能力試験N2合格程度の日本語能力を有する者。
- 6) 健 康： 心身ともに大学における学業に支障がない者。
- 7) 渡 日 時 期： 2016年9月下旬に日本に到着することが可能である者。
- 8) 査 証 取 得： 渡日時に「留学」の査証を必ず取得していること。
- 9) そ の 他： 奨学金支給期間終了後、直ちに帰国・復学の上、引き続き学習を続けること。また、帰国後も留学した大学と緊密な連携を保ち、帰国後のアンケート調査等にも協力すること。
- 10) 次に掲げる者については、対象外とする。採用以降に判明した場合は辞退すること。
 - ①渡日時において、現役軍人または軍属の資格の者。
 - ②過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者。
 - ③既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者、及び自国における申請時から奨学金支給期間開始前までに私費外国人留学生として本邦大学等に在籍、または在籍予定の者。ただし、現在、日本に留学中の私費外国人留学生であっても、日本の大学が定める研修コースが始まる前に修了し帰国することが確実な者については、この限りではない。
 - ④本制度による奨学金と重複し、日本政府(文部科学省)以外の機関(自国政府機関を含む)から奨学金等を受給している者。(申請時に受給を予定しており、渡日以降も継続して受給を予定している者も含む。)
 - ⑤本奨学金における他大学との重複申請、大使館推薦や(独)日本学生支援機構（JASSO）が募集等を実施している海外留学支援制度に併願している者。
 - ⑥2016年度4月時点において、大学での日本語学習期間が通算1年に満たない者。(別の大学で日本語学習歴があり、合わせて日本語学習期間が通算1年を満たす者は、必ず、日本語学習期間が1年以上であることを証明できる書類（別の大学で履修した成績証明書等）を提出すること。)
 - ⑦申請時に二重国籍者で渡日時まで日本国籍を離脱したことを証明できない者。

2. 日本政府（文部科学省）奨学金等

- 1) 奨学金： 月額：117,000円
奨学金は、2016年10月から2017年8月までの11ヶ月間支給される。ただし、留学生が大学を休学または長期にわたり欠席した場合は、奨学金は支給されない。
- 2) 旅 費： 渡日・帰国のための往復航空券。ただし、国籍国からの出国・帰国に限る。また、帰国航空券は奨学金支給期間終了月（2017年8月）内に帰国する場合に限る。
- 3) 授業料： 免除

3. 応募手続等（プログラムB及び日本政府（文部科学省）奨学金）

応募者は、以下の書類を、在籍大学を通じて金沢大学に提出しなければならない。すべての書類は日本語または英語で作成することとし、それ以外の言語の場合は、日本語訳を添付すること。

- 1) 日本政府（文部科学省）奨学金留学生申請書
（両面印刷されたものに記入すること。なるべく日本語で記入すること。）
- 2) 作文（800～1000字程度の日本語で「最も注目すべき日本社会の現象」に関するもの。）
- 3) 同一の写真4枚（4.5×3.5cm、上半身・正面・脱帽で最近6ヶ月以内に撮影のもの）
裏面に国籍と氏名を記入し、そのうち1枚を申請書の所定の位置に貼る。
- 4) 在籍大学が発行した在学証明書
- 5) 在籍大学が発行した成績証明書
（100点満点の評価スケールに基づいた成績評価でない場合、100点を満点とする点数を記載すること。また、日本語・日本文化に関する科目箇所が分かるように、日本語・日本文化に関する科目に印(✓)をつけること）
- 6) 推薦状（在学大学長又は学部長名によるもので、金沢大学長宛のもの。）[所定の用紙を使用]
- 7) パスポートのコピー（申請時点でパスポート未取得の場合は、本国の戸籍抄本又は市民籍等の証明書のコピー（日本語訳または英語訳を添付すること））
- 8) 誓約書 [所定の用紙を使用]
- 9) 日本語能力試験の認定書及び合否結果通知書のコピー
（日本語能力試験1級、2級またはN1、N2合格者のみ）
- 10) 健康診断書 [所定の用紙を使用]

<補足>

私費留学生（文部科学省奨学金なし）としてプログラムに採用され、参加する場合、「経費支弁書」と銀行の「預金残高証明書」の提出が必要になります。「預金残高証明書」には日本円で百万円以上に相当する残高が記載されていなければなりません。詳細については、プログラムへ参加する学生に対して連絡いたします。

4. 注意

- 1) 申請書がすべて完全かつ正確に記載されていない場合、又は提出書類がそろっていないものは受け付けられない。また、提出締切日以降に届いた書類も受け付けられないので注意すること。やむを得ず期限までに送付できない場合は、先に電子メールまたはFAXで提出し、後日、早急に本紙を提出すること。
- 2) 提出された書類は、返却しない。
- 3) 次の場合には、金沢大学日本語・日本文化研修プログラム（プログラムB）への参加及び奨学金の支給は取りやめとなる。
 - ① 申請書類に虚偽の記載があることが判明したとき
 - ② 誓約書記載事項に違反したとき
 - ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。ただし、執行猶予の言渡しを受けたときを除く。
 - ④ 大学において退学、除籍等の懲戒処分を受けたとき、又は学業成績等不良で改善の見込み、もしくは成業の見込みがないと判断されたとき
 - ⑤ 「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき
 - ⑥ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く）の支給を受けたとき。
- 4) 大学を休学または長期にわたり欠席した場合は、奨学金は支給されない。
- 5) 本プログラムは学位の取得を目的とするものではない。したがって、本プログラムの途中又は修了直後に日本の大学の学部、大学院の修士課程、博士課程に入学することはできない。

- 6) 2015年度は、金沢大学日本語・日本文化研修プログラム（プログラムB）に応募した学生18人のうち、13人が日本政府（文部科学省）奨学金留学生として採用され（大学推薦のみ）、1名が私費（奨学金なし）留学生として採用された。

御質問などがありましたら、下記へ御連絡願います。

担当： 金沢大学国際機構支援室留学生係 池本・小川

Tel: +81-76-264-5293

Fax: +81-76-234-4043

E-mail: st-exch@adm.kanazawa-u.ac.jp